

「避難行動要支援者名簿」 同意書提出のお願い

津山市では、災害対策基本法に基づく、災害時に自力で避難することが困難な方などを対象とした「避難行動要支援者名簿」を整備し、地域で見守り活動等をしてくださっている方々（以下、「避難支援等関係者」）に、名簿情報を提供しておくことで、日頃の見守りや災害時の避難支援・安否確認等に活用していただくための取り組みを進めています。

名簿情報を避難支援等関係者の方々へ事前に提供するためには、名簿に登録されたご本人の同意が必要となります。



以下の内容を確認していただき、別紙の「避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書」と「避難行動要支援者名簿（個別避難計画書）」に必要事項を記入のうえ、津山市社会福祉事務所 生活福祉課（本庁1階⑫窓口）へ提出下さい。



**事前の情報把握は迅速な避難支援につながります。
避難の際、支援が必要と思われる方は、ご自身の名簿
情報を提供することに同意をお願いします。**

名簿登録対象者について

次の要件に該当する方（在宅のみ）が、名簿登録対象者となります。

- 身体障害者手帳 1 級または 2 級の方
（心臓又はじん臓機能障害のみをもって該当する方は除きます。）
- 療育手帳 A 判定の方 • 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- 要介護認定 3～5 の方 • 本市の障害福祉サービスを受けている難病患者

※上記以外で以下の方も、希望で名簿への登録が可能です。

- おおむね 70 歳以上の高齢者世帯で、自力避難に不安がある方
- その他、避難支援等の必要がある方

※施設入所中の方は名簿登録の対象外となりますので、同意書に住所・氏名を記入した上で、「同意しません」（施設入所により自宅にいません）にチェックを入れて提出してください。



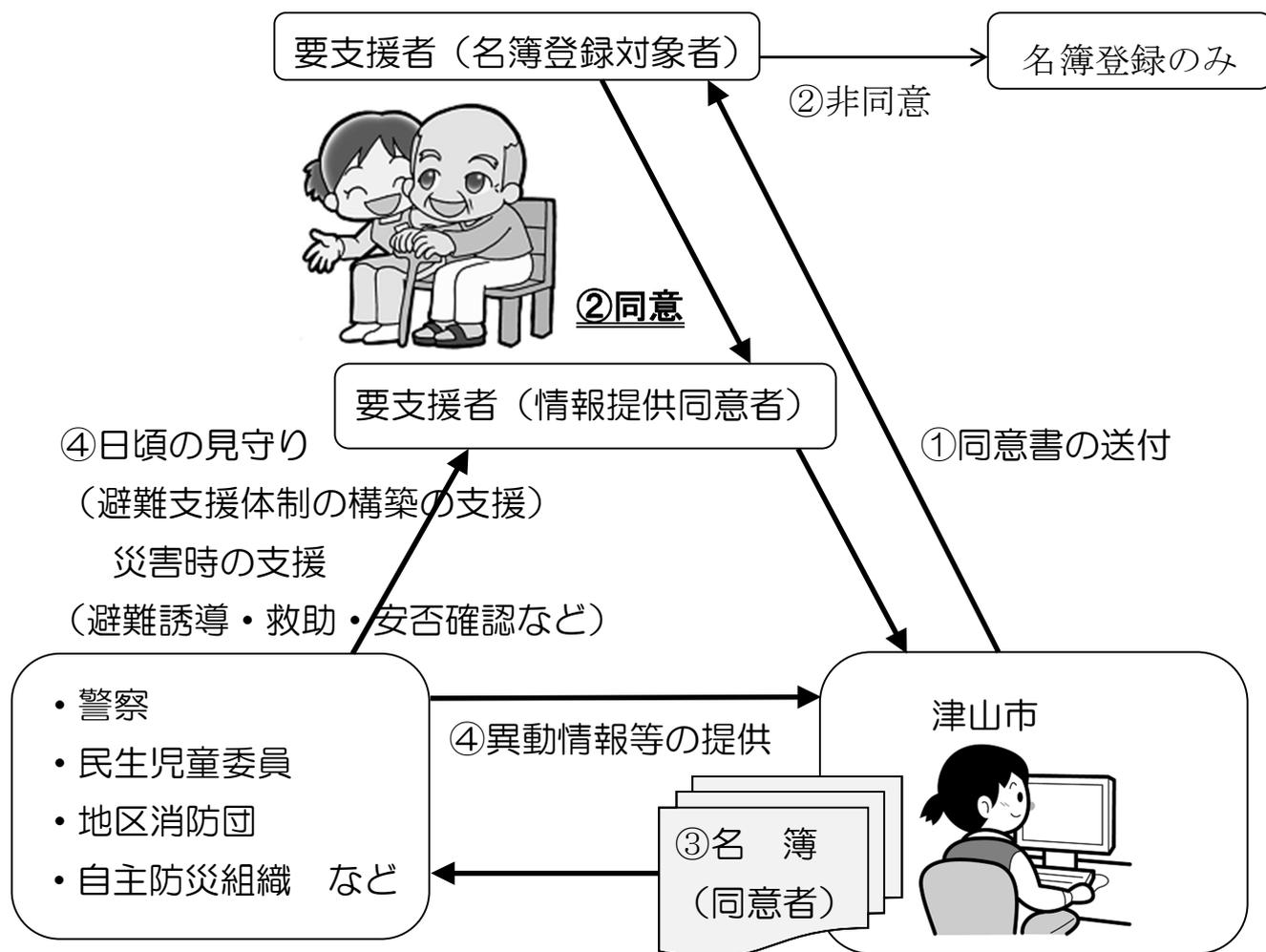
同意書を提出することで



名簿情報の事前提供に同意された方の情報は、平常時から避難支援等関係者へ情報が提供され、日頃の見守りや、災害時の避難支援体制の構築を円滑に行うことができます。

事前提供に同意された方の具体的な避難方法などの支援体制を作成する際には、お住まいの地域の避難支援等関係者をご自宅などへ訪問させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

避難行動要支援者名簿活用(平常時)の流れ



災害発生時には

名簿登録対象者について、災害発生時には本人の同意の有無に関わらず、避難の支援や安否確認のために、避難支援等関係者に名簿情報が提供されることがあります。

地域の避難支援等関係者はボランティア精神に基づき、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行っています。災害の規模や被災状況によっては支援がでない場合もあることをご了承ください。



Q&A



提供される名簿情報とは？

本人の住所、氏名、性別、電話番号、緊急時の家族連絡先、町内会名、支援を必要とする理由、避難支援者（同意いただける方）の氏名、住所、電話番号等となっています。

なお、支援者の方に責任を課すものではありません。

避難支援等関係者とは？

消防、警察、民生児童委員、消防団、地域の自主防災組織その他の避難支援等に実際に携わる関係機関のことをいいます。

個人情報の管理はどうなっているのか？

提供先において厳重に管理していただくよう提供時に誓約書を提出してもらっています。また、災害対策基本法でも避難支援等関係者には守秘義務が課せられております。

名簿登録対象者に該当するが、同居家族等の支援が受けられるため、名簿情報の事前提供は必要ないと考えている。どうすればよいか？

同意書に必要事項（住所・氏名等）を記入した上で、「同意しません」（同居家族等の支援が受けられるので必要ありません）にチェックを入れ、送り返してください。（災害発生時に、同居の家族が不在の場合なども想定して判断して下さい）

お問い合わせ先
提出先

津山市社会福祉事務所 生活福祉課 社会援護係(本庁1階⑫窓口)
TEL (0868) 32-2063